

広告付き庁舎案内等表示設備設置場所の貸付に係る入札案内書

入札日時 令和4年1月28日（金） 午後4時

入札場所 市役所本庁舎 1階 入札室

令和3年12月

小田原市役所総務部管財課

# 目 次

広告付き庁舎案内等表示設備設置場所の貸付に係る入札案内書……………	2
入札参加申込書（様式 1）……………	9
誓約書（様式 2）……………	10
小田原市暴力団排除条例にかかる誓約書（様式 3）……………	11
入札書（様式 4）……………	12
委任状（様式 5）……………	13
仕様書……………	14
公有財産賃貸借契約書（様式 6）……………	16

# 広告付き庁舎案内等表示設備設置場所の貸付に係る入札案内書

## 1 貸付物件

施設名	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
小田原市役所本庁舎	小田原市荻窪 300番地	2階総合案内 (正面玄関側)横壁面	4.0㎡	1台
小田原市役所本庁舎	小田原市荻窪 300番地	2階総合案内 (中央)横壁面	1.2㎡	1台

## 2 貸付目的

貸付物件は庁舎案内等表示設備を設置し運営することを目的として貸付を行います。

## 3 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

## 4 貸付契約上の主な条件

### (1) 契約の内容

本件の貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付となります。

### (2) 貸付料

貸付期間中の貸付料総額は、落札額(月額)×1.10(消費税)×60か月により算出した額とし、小田原市が発行する納入通知書により、各年度の貸付料を、次の日までに納付していただきます。

- 令和4年度分貸付料(令和4年4月~令和5年3月分) … 令和4年5月 2日
- 令和5年度分貸付料(令和5年4月~令和6年3月分) … 令和5年5月 1日
- 令和6年度分貸付料(令和6年4月~令和7年3月分) … 令和6年4月30日
- 令和7年度分貸付料(令和7年4月~令和8年3月分) … 令和7年4月30日
- 令和8年度分貸付料(令和8年4月~令和9年3月分) … 令和8年4月30日

### (3) 設置機器の仕様

設置する庁舎案内等表示設備の仕様の詳細については、別記の【仕様書】をご参照ください。

### (4) 設置条件

- ア 契約期間中の庁舎案内等表示設備の更新は、閉庁時間中に実施することとします。
- イ 庁舎案内等表示設備の設置及び撤去に要する工事費、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者が負担とするものとします。
- ウ 庁舎案内等表示設備の設置にあたっては、施設の躯体に負担がかから

ない方法により、落下、転倒防止などの安全対策を講じるとともに、施設の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならないようにしてください。

エ 光熱水費は設置事業者の負担とし、広告付き庁舎案内等表示設備が設置された施設全体の電気使用量及び使用料金を基に、設置された庁舎案内等表示設備の仕様による電気使用量から按分して算出した電気料を、市の定める納入期限までに納入通知書により年額を納入してください。

#### (5) 広告の放映

ア 設置事業者は、広告の放映に当たり、広告主との間で広告放映に関する契約を締結し、報酬等を受領できます。

イ 庁舎案内等表示設備により広告を放映する広告主の選定及び広告の内容については、小田原市有料広告掲載要綱及び小田原市庁舎案内図広告掲載要領（以下「要綱等」という。）を遵守するとともに、事前に小田原市の審査を受け、その承認を得たものでなければ放映できません。

ウ 広告内容、デザイン等が要綱等に違反している時及び市の施設で放映する広告としてふさわしくないと小田原市が合理的な理由により判断した時は、小田原市は広告の内容の修正を求めることができます。また、その際の費用は事業者が負担するものとします。

エ 広告の内容について、一切の責任は事業者が負うものとし、小田原市は責任及び負担を負いません。

オ 小田原市に対して、第三者から広告活動に関連して被害を被ったという申し出があったときは、設置事業者の責任及び負担において解決してください。

#### (6) 維持管理

ア 庁舎案内等表示設備に異常が生じた場合は、原則即日復旧作業を行うこととします。ただし、異常発生の間隔によっては翌日対応も可能とします。

イ 庁舎案内等表示設備の設置に伴う事故については、小田原市の責任となる事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うものとします。

ウ 庁舎案内等表示設備に係る盗難事故や破損事故に関しては、小田原市の責によることが明らかな場合を除き、小田原市は一切の責を負わないものとします。

#### (7) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、小田原市が指定する日までに速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を小田原市に請求することができません。

## 5 入札概要

項目	日程
入札申込期間	令和3年12月17日（金）から令和4年1月14日（金）まで （土曜日、日曜日及び祝日並びに令和3年12月29日（水）～ 令和4年1月3日（月）を除く）
入札日時・場所	令和4年1月28日（金）午後4時 市役所本庁舎1階 入札室
契約の締結期限	令和4年2月4日（金）

※2社以上の参加がない場合、入札を中止します。

## 6 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 引き続き2年以上、電子表示機器を使用した広告事業を営んでいること  
（小田原市において、広告付き庁舎案内等表示設備の設置に関して、行政財産の目的外使用許可を引き続き2年以上受けている場合も含む。）
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、小田原市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 次のアからオに該当しないこと。
  - ア小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下「市条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団
  - イ市条例第2条第4号に規定する暴力団員等
  - ウ市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
  - エ市条例第2条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
  - オ神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 個人の場合は小田原市に住所を有し、法人の場合は神奈川県内に本店（主たる事務所）、支店又は営業所を有すること。
- (7) 国税及び住民登録地又は本店所在地における市町村税又は特別区税の未納がないこと。

## 7 入札申込手続き

- (1) 申込受付期間  
令和3年12月17日（金）から令和4年1月14日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日並びに令和3年12月29日（水）～令和4年1

月3日(月)を除く。)

※受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)です。

(2) 受付場所

小田原市荻窪300番地

小田原市総務部管財課管財係(市役所本庁舎4階)

**※直接書類を持参してください。郵送による受付は行っていません。**

(3) 提出書類

ア入札参加申込書(様式1)

イ誓約書(様式2)

ウ小田原市暴力団排除条例にかかる誓約書(様式3)

エ証明書

個人の場合・・・印鑑登録証明書、身分証明書

法人の場合・・・印鑑登録証明書、登記事項証明書(現在事項証明書又は代表者事項証明書)

※発行後3箇月以内のものとしします。

オ納税証明書

個人の場合・・・国税(申告所得税、消費税・地方消費税)、住民登録地の市税(市県民税)の納税証明書

法人の場合・・・国税(法人税、消費税・地方消費税)、本店(主たる事務所)所在地の市税(法人市民税)の納税証明書

※非課税の税目がある場合は、非課税証明書を提出してください。

※発行後3箇月以内、最新年分のものとしします。

カ設置を予定している広告付き庁舎案内等表示設備の仕様がわかる書類(カタログでも可)

キ入札保証金免除のための証明書類(詳細は別記【入札保証金】の項を参照)

(4) 入札参加資格確認通知書の交付

(3)の書類を提出後、書類審査のうえ受付が完了しましたら、入札参加資格確認通知書が郵送されます。入札当日に必ず持参してください。

## 8 入札

(1) 入札及び開札の日時

令和4年1月28日(金) 午後4時

※入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

(2) 入札及び開札の場所

市役所本庁舎1階 入札室

(3) 入札方法

ア入札金額は、1か月間(月額)の貸付料の金額(消費税を加算しない金

額)を記載すること。

イ入札書には、入札金額のほか指定事項を記載し、記名押印してください。  
ウ入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押印してください。

※金額を訂正されたものは無効となりますので、新しい入札書に記載し直してください。

エ入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は撤回をすることができないものとしします。

オ入札書は、入札者又はその代理人が持参してください。

※代理人が入札をする場合は、委任状（様式5）の提出が必要となります。

#### （4）入札の延期

天災その他やむを得ない理由があるとき又は入札者に不正があると認めるときは、入札期日を延期し、入札を拒み、又は入札を中止することがあります。

#### （5）入札の無効

次のいずれかに該当すると認められた入札は、無効とします。

ア入札を行う資格のない者が入札したもの

イ所定の日時までに到着しないもの

ウ記名押印のないもの又は入札内容が明らかでないもの

エ入札事項を表示せず、又は一定の金額をもつて価格を表示しないもの

オ同一事項に対し、同時に2通以上の入札をしたもの

カ不正な行為により入札したもの

キその他、担当職員が特に指定した事項に違反したもの

#### （6）入札時に持参する書類

ア入札参加資格確認通知書

イ委任状（様式5）

※代理人が参加する場合のみ必要です。

ウ入札書（様式4）

エ印鑑（入札者又は代理人のもの）

#### （7）入札保証金

小田原市契約規則第8条により、現金等をもって見積金額（入札金額から算定される5年間の総額）の100分の5以上の額を入札保証金として市の指定する期日までに納付することとします。ただし、次の事項のいずれかに該当する場合は、契約書等その証明書類の提出をもって入札保証金については免除します。

ア平成29年1月28日以降において国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人を含む。）、

小田原市又は他の地方公共団体と種類を同じくする契約（広告付き庁舎案内等表示設備設置場所の貸付契約）を締結し、その契約を誠実に履行したものの。

イ平成29年1月28日以降において小田原市の市有施設において、庁舎案内等表示設備及び付属機器の設置実績があり、これを誠実に履行したものの。

ウ小田原市の指名競争入札参加資格名簿に登載されているもの。

## 9 落札

- (1) 有効な入札により、最高額で入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格で入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合においてくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員がこれを行います。

## 10 契約の締結

- (1) 落札者は、令和4年2月4日（金）までに、小田原市と公有財産賃貸借契約書（様式6）により契約を締結しなければなりません。
- (2) 契約の締結および履行に関する費用については、落札者の負担となります。
- (3) 契約金額は、落札価格×1.10（消費税）×60か月 となります。
- (4) 本件契約締結までに、契約保証金として貸付額の6か月相当分【落札額（月額）×1.10（消費税）×6か月（円未満切上げ）】を納入していただきます。  
ただし、契約者が過去5年間に国（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人を含む。）、小田原市又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、その契約を誠実に履行したものについて、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、この保証金を免除します。
- (5) 契約保証金は、本件契約期間満了後、貸付物件の原状回復を確認してから、落札者に還付します。
- (6) 契約期間中に会社の名称変更、合併などがあつた場合も、契約内容を引き継ぐものとします。

## 11 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（物件所在地、落札金額、落札者）を小田原市ホームページにて公表します。

## 12 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合があります。

(2) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、小田原市財産規則、小田原市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。

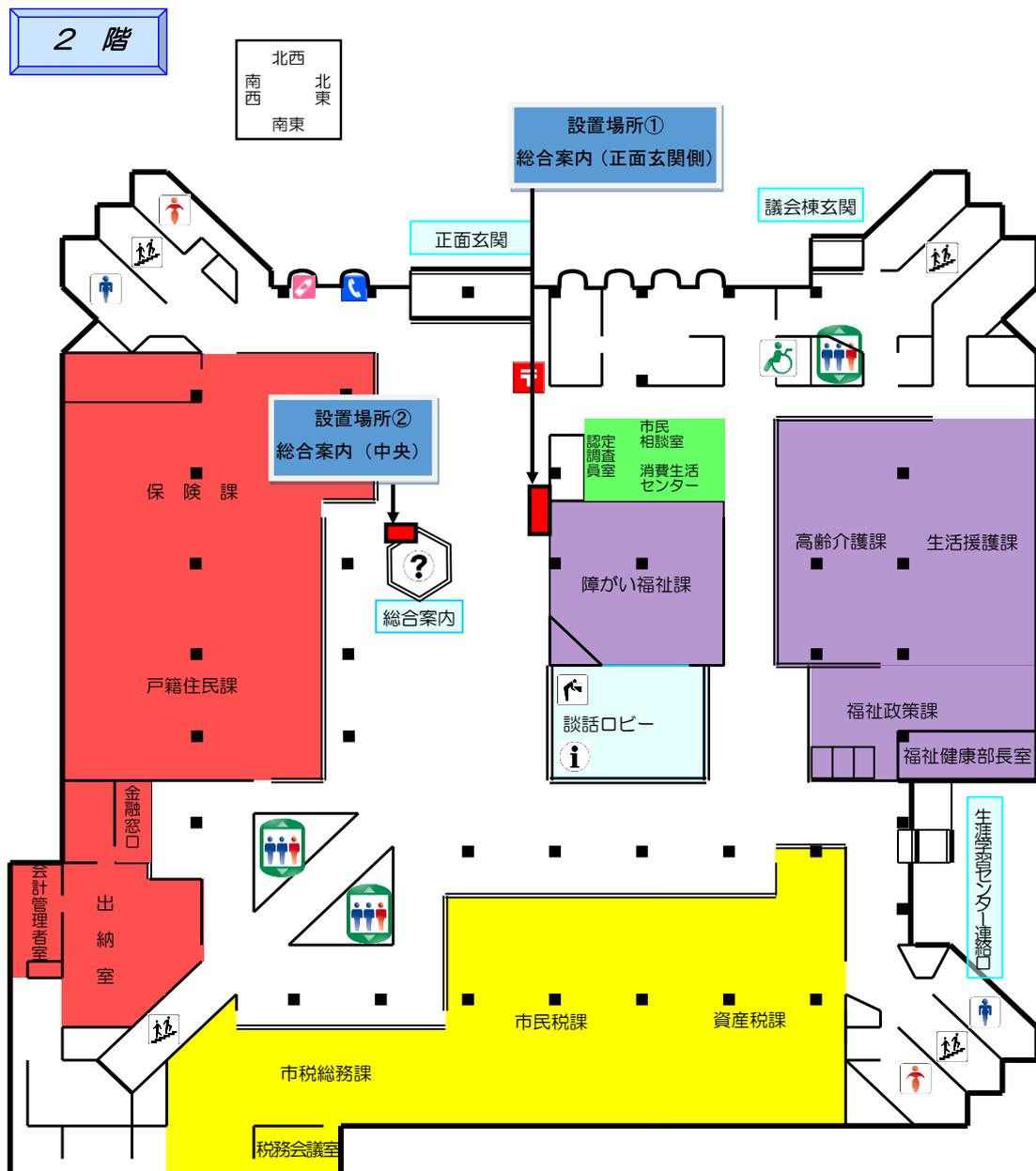
### 1.3 問い合わせ先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

小田原市役所 総務部管財課管財係 電話 0465-33-1320

※受付時間は土曜日、日曜日及び祝日並びに令和3年12月29日(水)～令和4年1月3日(月)を除いた平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)とします。

### 1.4 設置場所の概要



## 入札参加申込書

令和 年 月 日

小田原市長 守 屋 輝 彦 様

申込人 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名 印

広告付き庁舎案内等表示設備設置場所の貸付に係る入札案内書の内容を承知の上、下記貸付物件の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて入札参加を申込みます。また、小田原市のホームページに落札金額及び落札者を掲載することに同意します。

施設名	所在地	貸付場所
小田原市役所本庁舎	小田原市荻窪 3 0 0 番地	2 階総合案内 (正面玄関側) 横壁面
小田原市役所本庁舎	小田原市荻窪 3 0 0 番地	2 階総合案内 (中央) 横壁面

添付書類（提出する書類に○を付けること）

- (     ) ① 誓約書
- (     ) ② 小田原市暴力団排除条例にかかる誓約書
- (     ) ③ 印鑑登録証明書（個人）
- (     ) ④ 身分証明書（個人）
- (     ) ⑤ 印鑑証明書（法人）
- (     ) ⑥ 登記事項証明書等（法人）
- (     ) ⑦ 納税証明書  
個人：国税（申告所得税、消費税・地方消費税）及び住民登録地の市税（市県民税）  
法人：国税（法人税、消費税・地方消費税）及び本店（主たる事務所）所在地の市税（法人市民税）
- (     ) ⑧ 広告付き庁舎案内等表示設備の仕様がわかる書類
- (     ) ⑨ 入札保証金免除のための証明書類（免除を希望する場合）

担当者氏名  
電話番号  
FAX 番号  
メールアドレス

## 誓 約 書

令和 年 月 日

小田原市長 守 屋 輝 彦 様

誓約者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名 印

小田原市が行う広告付き庁舎案内等表示設備設置場所の貸付に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

### 記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していません。
- 2 会社更生法第17条の規程に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法第21条の規程に基づく再生手続き開始の申立てはされていません。
- 3 設置場所の状況、入札案内書及び仕様書の内容を承知したうえで参加します。

以上

## 小田原市暴力団排除条例にかかると誓約書

令和 年 月 日

小田原市長 守 屋 輝 彦 様

誓約者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名 印

小田原市が行う広告付き庁舎案内等表示設備設置場所の貸付に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

### 記

- 1 誓約者（法人の場合、法人及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。
  - (1) 小田原市暴力団排除条例（平成 23 年小田原市条例第 29 号。以下、「市条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
  - (2) 市条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等
  - (3) 市条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等
  - (4) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
  - (5) 神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
  
- 2 上記 1 に該当する者でないことを確認するため、小田原市から氏名（法人の場合は役員）、住所、生年月日、性別等の情報提供を求められたときには、それらの情報を証明する公的書類（住民票等）を添付の上、速やかに書面により提出します。また、小田原市がそれらの情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

以上

様式 4

# 入 札 書

令和 年 月 日

小田原市長 守 屋 輝 彦 様

申込人 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

印

件 名 広告付き庁舎案内等表示設備設置場所の貸付に係る一般競争入札

入札金額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
											円

- (注) 1. 金額の数字はアラビア数字を使用し、頭に「金」または「¥」を記入すること。
2. 記載する金額は、1か月(月額)の貸付料の金額で、消費税を加算しない金額を記入すること。

# 委 任 状

小田原市長 守 屋 輝 彦 様

私は、.....を代理人として次の事項を委任します。

## 委 任 事 項

広告付き庁舎案内等表示設備設置場所の貸付に係る一般競争入札に関する一切の権限

受 任 者 印

令和 年 月 日

委任者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

印

# 小田原市広告付庁舎案内等表示設備設置に係る仕様書（案）

## 1 貸付場所

名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
小田原市役所本庁舎	小田原市荻窪 300番地	2階 総合案内 (正面玄関側)横壁面	4.0㎡	1台
小田原市役所本庁舎	小田原市荻窪 300番地	2階 総合案内 (中央)横壁面	1.2㎡	1台

## 2 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

## 3 事業内容

広告付き庁舎案内等表示設備（以下「庁舎案内図」という。）設置を行う者（以下「設置者」という。）が、庁舎案内図を作成し、設置する。

なお、庁舎案内図により広告を掲示する広告主の選定及び広告の内容について、小田原市有料広告掲載要綱及び小田原市庁舎案内図広告掲載要領（以下「要綱等」という）を遵守するとともに、事前に小田原市の審査を受け、その承認を得た広告を掲載できるものとする。

## 4 規格

### (1) サイズ

ア 2階総合案内(正面玄関側)横壁面

幅約2,600mm×高さ約1,500mm×奥行約100mm程度

イ 2階 総合案内(中央)横壁面

幅約1,200mm×高さ約1,000mm×奥行約150mm程度

(2) 表示面は視認しやすい素材、配色とし、表示内容を容易に更新できる構造とすること。

(3) LED内照とし、状況に応じて電源の入切ができるものであること。

(4) 庁舎案内図は部署名をわかりやすく表示したフロア案内図とし、文字の大きさや配色等ユニバーサルデザインに心掛けること。

(5) 地図は市内全域を表示する地図、周辺地図により構成すること。

(6) 地図は公共施設や災害時の避難場所等、市が指定する情報をわかりやすく表示すること。

(7) 地図は国土地理院の地図をベースに作成し、施設情報にはピクトグラムを取り入れたユニバーサルデザインを採用すること。

(8) 庁舎案内図の使用材料については、環境に配慮した設計とし、省エネ・環境対策に努めること。

## 5 設置条件

- (1) 庁舎案内図の設置にあたっては、令和4年4月8日（金）午前8時まで  
に使用可能な状態になるよう作業を行うこと。
- (2) 設置者は、庁舎案内図の設置に当たって、市の施設の維持管理及び災害  
時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮しなければ  
ならない。
- (3) 設置者は、庁舎案内図の落下及び破損等により、施設利用者等に危険を  
生じさせることのないようにしなければならない。
- (4) 設置者は、小田原市の窓口改編、耐震化等の工事により、庁舎案内図の  
移設が発生する場合は、小田原市との事前協議を経た上で小田原市の指  
定する場所に移設するものとし、これに要した費用は設置者が負担する  
ものとする。
- (5) 小田原市は、設置者に対して、(1)～(4)の留意事項についての助言  
及び指導を行うことができ、設置者はその助言及び指導に従わなくては  
ならない。
- (6) 庁舎案内図の設置及び撤去並びに広告内容の変更等に関する作業は、設  
置者の希望日時を事前に調整したうえで、小田原市が指定する日時に行  
うものとする。

## 6 経費等の負担

- (1) 事業者は次の経費を負担するものとする。
  - ア 庁舎案内図設置、運用に係る電気料金（本庁舎施設全体の電気  
使用量及び使用料金を基に、設置された庁舎案内図の仕様によ  
る電気使用量から按分した使用料金を算出し、設置者に請求す  
るものとする。）
  - イ 庁舎案内図の制作費、設置、維持管理及び撤去費
  - ウ 広告主の募集、広告の作成、掲載及び撤去費
  - エ 庁舎案内図の汚損、毀損に対応する費用
  - オ 公共施設等の変更及び広告主の変更に伴う表示の変更に係る費  
用
  - カ 地図情報の更新及び地図の貼り換えに係る費用
  - キ 機構改革等による庁舎内の組織名及び配置に変更に伴う表示の  
変更等に係る費用
  - キ 窓口改編、耐震化等の工事により、やむを得ず庁舎案内図の移  
設が必要になった場合、移設に係る費用
  - ク 契約期間が満了したとき、または契約が解除されたとき、庁舎  
案内図の撤去及び原状回復に係る費用

## 公有財産賃貸借契約書(案)

小田原市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付ける。

名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
小田原市役所本庁舎	小田原市荻窪 300番地	2階 総合案内 (正面玄関側)横壁面	4.0㎡	1台
小田原市役所本庁舎	小田原市荻窪 300番地	2階 総合案内 (中央)横壁面	1.2㎡	1台

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を広告付き庁舎案内等表示設備（以下「庁舎案内図」という。）の設置場所として使用するものとする。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）は、総額金 円（うち取引に係る消費税の額 円）とし、各年度における貸付料は次項のとおりとする。

2 乙は、前項に定める貸付料を、甲の定める納入期限までに、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年 度	納 付 金 額 うち取引に係る消費税及び地 方消費税の額	納 入 期 限
令和4年度 (令和4年4月～令和5年3月分)	円	令和4年5月2日
令和5年度 (令和5年4月～令和6年3月分)	円	令和5年5月1日
令和6年度 (令和6年4月～令和7年3月分)	円	令和6年4月30日
令和7年度 (令和7年4月～令和8年3月分)	円	令和7年4月30日
令和8年度 (令和8年4月～令和9年3月分)	円	令和8年4月30日

- 3 本契約において、契約期間の中途に消費税率が改定された場合、契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- 4 今後、貸付料が経済情勢の激変等により著しく不相当であると判断されることとなった場合、その状況に応じ、協議して変更することができるものとする。

(電気料金の支払)

- 第6条 甲は、本件庁舎案内図が設置された施設全体の電気使用量及び使用料金を基に、設置された庁舎案内図の仕様による電気使用量から按分した使用料金を算出し、乙に請求するものとする。
- 2 乙は、電気料を甲の定める納入期限までに甲の発行する納入通知書により年額を甲に納入するものとする。
  - 3 1年未満の期間に係る電気代の額は、前項に定める年額に基づき月割計算により算定した額とする。
  - 4 今後、電気料が経済情勢の激変等により著しく不相当であると判断されることとなった場合、その状況に応じ、協議して変更することができるものとする

(延滞金)

- 第7条 乙は、前2条に基づき、甲の定める納入期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を納付しないときは、当該納入期限日の翌日から遅延日数に応じ、当該未納額に年14.6パーセントの割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときには、その端数金額又はその金額を徴収しない。）を延滞金として、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

(契約保証金)

第8条 乙は、甲に対して、契約保証金として貸付料の6か月相当分

金\_\_\_\_\_円(貸付料月額\_\_\_\_\_円×6か月 円未満切上)を、  
甲の発行する納入通知書により、納付しなければならない。

- 2 甲は、貸付料等の納入が遅延した場合において契約保証金を充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当することができる。
- 3 甲は、貸付期間が満了した場合において、乙が貸付物件を原状に復して甲に返還したときは、契約保証金を乙に返還するものとする。
- 4 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

(広告主及び広告内容の審査)

第9条 乙は、庁舎案内図により広告を掲示する広告主の選定及び広告の内容について、小田原市有料広告掲載要綱及び小田原市庁舎案内図広告掲載要領(以下「要綱等」という)を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲示できない。

- 2 乙は、前項に定める審査を受けるため、掲示する広告のデータ等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、広告主の選定及び広告内容について、市の施設の公共性、美観及び施設利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容等の修正)

第10条 甲は、広告内容、デザイン等が要綱等に違反していると認められるとき及び市の施設で掲示する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告の内容の修正を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

- 2 前項の修正にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(広告内容の変更)

第11条 乙は、広告の内容を変更するときは、あらかじめ甲と協議をし、その承認を得るものとする。

(広告内容についての責任)

第12条 乙は、広告の内容について、次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容が、第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に係る財産権のすべてにつき、合理的な権利処理が完了していることについて保証するものとする。
- (3) 甲に対して、第三者から広告活動に関連して損害を被ったという申し出があったときは、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

いものとする。

(乙と広告主との契約)

第13条 乙は、広告の掲示に当たり、広告主との間で広告掲示に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

(庁舎案内図設置に当たっての留意事項)

第14条 乙は、庁舎案内図の設置に当たって、市の施設の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮しなければならない。

2 乙は、庁舎案内図の落下及び破損等により、施設利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。

3 乙は、甲の窓口改編、耐震化等の工事により、庁舎案内図の移設が発生する場合は、甲との事前協議を経た上で甲の指定する場所に移設するものとし、これに要した費用は乙が負担するものとする。

4 甲は、乙に対して、前3項の留意事項についての助言及び指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなくてはならない。

5 庁舎案内図の設置及び撤去並びに広告内容の変更等に関する作業は、乙の希望日時を事前に調整したうえで、甲が指定する日時に行うものとする。

(庁舎案内図の一時撤去又は広告の一時削除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に庁舎案内図の一時撤去又は広告の一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 甲の指定する期日までに貸付料等の納付がないとき。

(2) 乙が法令又は本契約の内容に違反したとき。

(3) 広告主の選定又は広告内容が基準に違反したとき。

(4) 第9条第1項による広告内容の修正を乙が行わないとき又は前条第4項の甲の助言及び指導に乙が従わないとき。

(5) その他、庁舎案内図設置及び広告の掲示を継続することが、社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

2 前項の一時撤去の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は庁舎案内図の設置及び広告の掲示を再開することができるものとする。

3 第1項の一時撤去及び一時削除並びに再開に係る費用は乙が負担するものとする。

4 第1項の指示があったにもかかわらず、撤去及び削除に必要な相当期間内に乙が撤去及び削除を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく庁舎案内図を自ら一時撤去又は広告の掲示を一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとし、甲は一時撤去又は一時削除によって生じた乙の損害の賠償を行わないものとする。

5 第1項又は前項の規定により一時撤去又は一時削除が行われた場合は、甲は当該

期間中の納付済貸付料を違約金とみなし、乙にその返還をしない。この場合において、その違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

(瑕疵担保)

第16条 乙は、本契約の締結後、貸付物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、甲に対し、貸付料の減額又は損害賠償の請求をすることができない。

(禁止事項)

第17条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を、第3条に規定する使用目的以外で使用すること。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(第三者への損害の賠償義務)

第18条 乙は、貸付物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(経費の負担)

第19条 乙は、庁舎案内図の設置・運用に必要な設置費、情報コンテンツ及び広告作成費、維持管理費、撤去費及びその他費用を自ら負担しなければならない。ただし、第20条第2項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

(実地調査)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付物件について随時実地調査をし、所要の報告を求めることができるものとする。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

- (1) 第16条に定める事項に違反したとき。
- (2) その他甲が必要と認めるとき。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (3) 差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

- (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
  - (5) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
  - (6) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
  - (7) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
  - (8) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
  - (9) 貸付物件及び貸付物件が所在する施設の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると甲が認めたとき。
  - (10) 貸付料その他の債務の支払いを、納入期限から3ヶ月以上怠ったとき。
  - (11) その他前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。
- 2 甲は、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするときは、乙と事前に協議した上でこの契約を解除することができるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。
  - (2) 乙が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
  - (3) 乙が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
  - (4) 乙又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、支店又は営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 2 前項の規定により、甲が契約を解除した場合には、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を甲に違約金として、甲の指定する

期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第23条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(貸付物件の返還)

第24条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約を解除されたときは、貸付物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(違約金)

第25条 乙は、第4条に規定する貸付期間中に、第3条及び第16条に違反したときは、第5条に規定する貸付料の総額の100分の10に相当する額を違約金として、甲に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第25条に定める損害賠償額の予定又はその一部とはしない。

(相殺)

第26条 甲は、乙が違約金その他乙の負担する金額を支払わない場合は、契約保証金その他乙の支払うべき一切の債務と相殺することができる。

(貸付料の清算)

第27条 甲は、本契約が第20条第1項の規定により貸付期間の途中で解除された場合において、その原因が乙の責めに帰することができない事由によるものであると甲が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、これを乙に対して返還しない。

2 甲は、第20条第2項の規定により、本契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償)

第28条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、

その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(盗難又は毀損)

第29条 甲は、設置された庁舎案内図の盗難又は毀損について、甲に故意又は重大な過失がある場合を除き、その責を負わないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第30条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第20条の規定により本契約を解除された場合において、本貸付物件に投じた改良費等の有益費及びその他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第31条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(著作権等)

第32条 乙は庁舎案内図設置及び広告の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 甲が、本契約に基づき作成された情報コンテンツに掲載されている写真又は画像データを、施設や事業の紹介等の行政目的のために甲が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するように努めなければならない。ただし、第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれがある場合はこの限りではない。

(市政情報の作成及び流用禁止等)

第33条 庁舎案内図で使用する市政情報は、甲の提供する素材をもとに、乙が作成(データ変換等を含む。)するものとする。

2 甲は、乙に提供する素材の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び素材の内容にかかる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。

3 甲は、乙が庁舎案内図で使用するために作成した甲の市政情報を、乙の庁舎案内図以外で使用してはならない。ただし、あらかじめ乙の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(遵守事項)

第34条 乙はこの契約に定めるもののほか乙が甲に提出した企画提案書、基準を遵守するものとする。

(疑義の決定)

第35条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義があるときは、協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

第36条 この契約に関する訴えの管轄は、小田原市の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住 所 小田原市荻窪300番地  
名 称 小 田 原 市  
氏 名 小田原市長 守 屋 輝 彦

乙 住 所  
名 称  
氏 名